

## 江府町チャレンジ支援事業補助金交付要綱

### (主旨)

第1条 この要綱は、江府町内で創業、事業承継、異業種参入、新製品及び特産品の開発又は経営改善をしようとする事業者及び団体、個人を支援するため交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、江府町補助金等交付規則（昭和38年江府町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創 業 事業を営んでいない法人にあつては会社の設立、事業を営んでいない団体及び個人にあつては開業
- (2) 事業承継 事業の経営を後継者に引き継ぐこと
- (3) 異業種参入 すでに事業を営んでいる法人又は個人事業主の異業種事業（日本標準産業分類の中分類で異なる業種）参入
- (4) 新製品 事業者又は団体及び個人が新たに開発する、他者の知的財産権を侵害するものではない技術又は製品
- (5) 特産品 本町の地域資源又は地域の特性を生かした加工品
- (6) 経営改善 この補助金の適用によって事業の中長期的な経営の安定又は発展に取り組むこと
- (7) 新規常用従業員  
当該事業に就労させるために新たに雇い入れた者で次のすべてに該当する者をいう。  
ア 雇用保険法（昭和49年法律116号）第7条の規定に基づく被保険者として雇用された者（派遣、出向、休職その他これに類する形態で雇用された者を除く。）  
イ 週30時間以上勤務する者  
ウ 雇い入れの日から引き続き江府町に住所を有する者
- (8) 業 種 日本標準産業分類における各中分類項目

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、江府町商工会の会員又は今後加入を予定している者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 江府町内に事業拠点を置く事業者又は営む予定の事業者。ただし、別表1に掲げる業種を除く。
- (2) 江府町内に住所を有する団体又は個人

### (補助事業、補助対象経費及び補助率)

第4条 この要綱に基づき交付する補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は別表2に掲げるものとする。

- 2 国、県又はその他の経済団体等の補助金の交付の対象となる経費については、補助対象経費としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、江府町チャレンジ支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

1. 事業計画書(様式第2号)
2. 収支予算書(様式第3号)
3. 創業以外にあつては、直近の決算書類

(交付申請の制限)

第6条 補助事業の交付申請は、同一補助対象者につき、別表2に定めるいずれか一つの補助事業として1回限りとする。

- 2 前項による制限は、次条の規定に基づく交付決定を受けられなかったときは、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、第5条により申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付決定を行い、江府町チャレンジ支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付決定する場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
  - (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して指示を受けなければならないこと。
  - (2) 補助事業により取得し、又は価値が増加した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(同令に定めがない財産については、町長が別に定める期間)内において、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならないこと。
  - (3) 町長の承認を受けて前号の財産処分をすることにより収入があつた場合には、その収入の全部または2分の1を町に納付すること。
  - (4) 補助事業により取得し、又は価値が増加した財産については、善良に管理するとともに、補助金の交付目的に従って効果的な運用を行わなければならないこと。
  - (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの。
- 3 町長は、審査対象となる補助事業の補助金の交付決定をする場合においては、申請者を招聘し審査会を開催することとする。

(事業の変更、中止又は廃止の承認申請)

第8条 補助対象者が、補助事業を変更、中止又は廃止しようとするときは、江府町チャレンジ支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出し、その承認又は変更決定を受けなければならない。ただし、町長が軽微な変更で特に必要がないと認めるときは、この限りではない。

1. 変更事業計画書(様式第2号)
2. 変更収支予算書(様式第3号)
3. 前2号に掲げるもののほか、補助事業の内容の変更に関し参考となる書類

(事業の変更、中止又は廃止の承認)

第9条 町長は、前条の規定により承認申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、江府町チャレンジ支援事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績の報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、江府町チャレンジ支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、補助事業完了の日から起算して20日又は補助金の交付決定のあった日の属する翌年度4月20日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
  - (2) 収支決算書(様式第3号)
  - (3) 領収書の写し
  - (4) 完成が確認できる写真
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 補助対象者は、補助事業完了年度から2年度の間、事業報告を江府町チャレンジ支援事業補助金自己点検報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の翌年度4月20日までに町長に提出しなければならない。
- (1) 自己点検実施確認票(様式第9号)
  - (2) 直近の決算書類
  - (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条第1項の規定による実績報告書を受領したときは、必要な審査等を行い、その報告に係る補助事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、江府町チャレンジ支援事業補助金額確定通知書(様式第10号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助対象者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けたときは、江府町チャレンジ支援事業補助金交付請求書(様式第11号)に江府町チャレンジ支援事業補助金額確定通知書の写しを添えて町長に提出するものとする。

(概算払等)

第13条 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、交付決定額の3分の2以内の額を概算払により交付することができる。

- 2 概算払を受けようとする補助対象者は、第7条の規定による交付決定通知後、江府町チャレンジ支援事業補助金概算払交付請求書(様式第12号)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助事業の実施について不正な行為をしたとき。
- (3) 事業計画書に記載した成果目標を達成できなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反する行為をしたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月3日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決裁の日から適用する。

## 別表 1

次に定める業種は対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日、法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に定める営業及び同法第 2 条第 5 項各号に規定する性風俗関連特殊営業、同法第 2 条第 11 項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可若しくは届出が必要な営業
- (2) 易断所、観相業
- (3) 競輪、競馬等の競走場、競技団
- (4) 芸妓業、芸妓あっせん業
- (5) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
- (6) 興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
- (7) 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）

別表2 補助対象経費及び補助率

事業計画書の成果目標に含める要件	補助対象事業	補助対象経費 ※いずれの項目についても、計画性及び効果が認められるもの。	補助率	補助金の上限額、下限額
○必須条件 事業経営を補助事業完了年度から起算して2年以上継続すること。	① 創業支援	1. 調査研究費	小規模事業者 補助対象経費の	○上限額 30万円 ただし、①創業支援に関しては上限を50万円とする。  ○下限額 5万円  ○単位 千円 (端数切捨て)
	② 事業承継支援	2. 製品の販売拡大に係る経費	3分の2以内	
	③ 異業種参入支援	3. 新製品の開発に係る経費	中小事業者 補助対象経費の	
	④ 新製品開発支援	4. 特産品の開発に係る経費	2分の1以内	
	⑤ 特産品開発支援	5. 建物の建築及び改修費		
	⑥ 経営改善支援 (新規常用従業員を1名以上雇用するものとする)	6. 構築物の設置及び改修費		
		7. 機械及び装置の購入費		
		8. 工具・器具及び備品の購入費		

江府町長

様

申請者

(住所)

(名称)

(代表者名)

印

江府町チャレンジ支援事業補助金交付申請書

年度において、江府町チャレンジ支援事業補助金の交付を受けたいので、江府町チャレンジ支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業名称	江府町チャレンジ支援事業 ( ) ※ ( ) 内には第 2 条各号より該当する事業を記入する。
2. 業種	
3. 補助事業に要する経費 (総事業費)	
4. 補助対象経費 (消費税対象外)	
5. 補助金交付申請額	
6. 添付書類	(1) 事業計画書 (様式第 2 号) (2) 収支予算書 (様式第 3 号) (3) 事業者にあつては直近の決算書類 (4) その他 ( )



様式第3号（第5条、第8条、第10条関係）

江府町チャレンジ支援事業補助金収支予算（変更収支予算書・収支決算書）

1. 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
自己資金				
町補助金				
その他の補助金				
その他				
合計				

2. 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
合計				

※事業費の詳細が分かる資料（見積書・領収書等の写）を添付すること。

※欄が不足する場合は同様式を複製して使用すること。

様

江府町長

印

江府町チャレンジ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった江府町チャレンジ支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、江府町チャレンジ事業支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名称 江府町チャレンジ支援事業（ ）
- 2 補助対象事業の内容は 年 月 日付で申請のあった交付申請書のとおりとする。
- 3 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合は別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

- 4 補助対象事業者は要綱の定めるところに従わなければならない。

江府町長 様

申請者  
(住所)  
(名称)  
(代表者名)

印

江府町チャレンジ支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けた江府町チャレンジ支援事業（ ）について、変更・中止・廃止したいので、江府町チャレンジ支援事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて承認申請します。

記

1 変更・中止・廃止の理由

2 変更・中止・廃止の内容

3 添付書類

(1) 変更事業計画書

(2) 変更収支予算書

(3) その他 ( )

様式第6号（第9条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

江府町長

印

江府町チャレンジ支援事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった江府町チャレンジ支援事業（ ）の変更・中止・  
廃止について、江府町チャレンジ支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり承認したので通知  
します。

記

承認の内容

江府町長 様

申請者  
(住所)  
(名称)  
(代表者名)

印

江府町チャレンジ支援事業補助金実績報告書

年 月 日付発江 第 号で交付決定を受けた江府町チャレンジ支援事業  
( )が完了したので、江府町チャレンジ支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、実績  
報告書を提出します。

記

補助事業名称	江府町チャレンジ支援事業 ( ) ※ ( ) 内には第2条各号より該当する事業を記入すること。
補助金交付決定額	円
添付書類	(1) 事業実績書 (2) 収支決算書 (3) 領収書の写 (4) 完成が確認できる写真 (5) その他 ( )

江府町長 様

申請者  
(住所)  
(名称)  
(代表者名) 印

江府町チャレンジ支援事業補助金自己点検報告書

江府町チャレンジ支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、江府町チャレンジ支援補助金自己点検報告書を提出します。

記

補助事業名称	江府町チャレンジ支援事業（ ）
補助事業完了年度	年度
自己点検実施年度	年度
補助金交付額	円
添付書類	(1) 自己点検実施確認表 (2) 直近の決算書類 (3) その他 ( )

江府町チャレンジ支援事業補助金自己点検実施確認票

要件区分	成果目標項目	目標の達成状況について (対象項目に○印又は数値を記入)			目標の達成状況についての所見
		事業実施年度 令和 年度	2年度目 令和 年度	3年度目 令和 年度	
必須区分	創業または承継した事業の継続				
	参入した業種での事業の継続				
	新製品の製造等の継続				
	事業経営の継続				
	特産品製造の継続				
	取得した財産の管理状況				
その他	売上高の増加	売上金額(千円)			
		増加金額(千円)			
	新規雇用の増加	雇用人数			
		増加人数			
	経営形態を個人から法人に変更する				
	新たに制定された規制等への対応				

様

江府町長

印

江府町チャレンジ支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった、 年度江府町チャレンジ支援事業（ ）  
について、江府町チャレンジ支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額	円
2 既交付済額	円
3 差引交付額	円

江府町長 様

申請者

(住所)

(名称)

(代表者名)

印

江府町チャレンジ支援事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で確定通知があった 年度江府町チャレンジ支援事業補助金について、  
江府町チャレンジ支援事業補助金要綱第 12 条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助事業名称 江府町チャレンジ支援事業 ( )
- 2 補助金請求額 円
- 3 添付書類 江府町チャレンジ支援事業補助金額確定通知書の写

江府町長 様

申請者

(住所)

(名称)

(代表者名)

印

江府町チャレンジ支援事業補助金概算払交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった 年度江府町チャレンジ支援事業補助金について、江府町チャレンジ支援事業補助金要綱第 13 条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助事業名称 江府町チャレンジ支援事業 ( )
- 2 補助金請求額 円
- 3 添付書類 江府町チャレンジ支援事業補助金交付決定通知書の写し